

# 通関業務料金表

次に掲げる料金は、通関業務（関連業務を含む。）に係る料金を表示しています。

2026 年 10 月 1 日現在

(単位：円)

| 通関業務の種類                                |           | 単位  | 料 金              |
|----------------------------------------|-----------|-----|------------------|
| ① 輸出（積戻し）申告                            |           | 1 件 | 7,100            |
|                                        | 少額貨物簡易通関扱 | 1 件 | 5,000            |
| ② 輸入申告<br>(輸入許可前引取貨物の輸入申告含む)           |           | 1 件 | 14,200           |
|                                        | 少額貨物簡易通関扱 | 1 件 | 10,300           |
| ③ 保税蔵置場蔵出申告                            |           | 1 件 | 8,400            |
|                                        | 少額貨物簡易通関扱 | 1 件 | 6,100            |
| ④ 保税蔵置場蔵入申請                            |           | 1 件 | 8,400            |
| ⑤ 輸入許可前貨物引取申請                          |           | 1 件 | 6,100            |
| ⑥ 外国貨物運送申告                             |           | 1 件 | 6,100            |
| ⑦ 修正申告<br>(輸入の許可後に行うものに限る)             |           | 1 件 | 7,100            |
| ⑧ ATA カルネ通関                            | 輸出        | 1 件 | 5,000            |
|                                        | 輸入        | 1 件 | 9,400            |
| ⑨ その他の申告・申請又は届                         |           | 1 件 | 要相談              |
| ⑩ その他の申告・申請又は届<br>(当該申請等の手続きが独立しているもの) |           | 1 件 | 1,500            |
| ⑪ 割増料                                  |           | 1 件 | 料金の 5 割～10 割（上限） |

(備考)

- (1) ①から⑨までの各種申告、申請の手続き料金の対象事務には、これらの申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時に行為される経常的手続（例えば予備申告、検査立会い、免税申請書の作成等）の処理を含む。

(2) 保税工場移入申請、保税展示場蔵置等承認申請、総合保税地域保入申請については保税蔵置場蔵入申請の料金を適用する。

(3) 総合保税地域総保出(加工又は製造若しくは展示されたものを除く。)については保税蔵置場蔵出申告の料金を適用する。

(4) ⑨のその他の申告・申請又は届の例として、包括評価申告、他法令に規定により輸出入に関して必要とする許可等の申請(食品、動検、植検等)、特例輸入者・特定輸出者の承認申請、特例申告、特例申告貨物の輸入申告、更正の請求、別送品申告、託送品申告、事前教示照会、等

(5) ⑩のその他の申告・申請又は届の例として、証明書交付申請、自動車通関証明の発給申請等

(6) ⑪の割増料を請求できるのは次のような場合とする。  
イ 手続きを行うに要した事務量からみて割増料を請求すべき相当の理由があるとき。  
ロ インボイス記載品目が多いため、輸出又は輸入申告書の作成において、関税定率表別表の所属区分の決定(統計品目番号の分類を含む)、数量又は価格の計算等に特別の手数を要したとき。
- ハ 戻し税手続のための特別の手数を要したとき。  
ニ 税関の検査・分析等の関係で特別の手数を要したとき。  
ホ 1 件の委託に係る貨物の申告を分割するため、特別の手数を要したとき。  
ヘ その他手続上一般の場合に比較して特別の手数を要したとき。

(7) 輸出(積戻し)申告及び輸入申告(輸入申告には蔵入申請、蔵出申告、移入申請、移出申告、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。)において、1 申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次による。  
イ 輸出(積戻し)申告の場合、3 欄までの申告を 1 件とみなし、3 欄を超える申告については、1 件にそのを超える欄数 5 欄までごとに 1 件とみなして加算した件数とする。  
ロ 輸入申告の場合、2 欄までの申告を 1 件とみなし、2 欄を超える申告については、1 件にそのを超える欄数 4 欄までごとに 1 件とみなして加算した件数とする。

(8) 用紙代、通関手続に要した通常の交通費等経常的経費は、料金に含まれるものとするが、貨物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税関官署への申告、申請、届、遠隔地の検査立会等に要した交通費等の特別の費用については、その実費を別に収受する。

通関業者名：川西倉庫株式会社